

山ノ内町防災行政無線戸別受信機取扱要領

平成30年10月17日告示第89号

(目的)

第1条 この要領は山ノ内町防災行政無線戸別受信機（以下「機器」という。）の貸出し及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(機器の貸出し)

第2条 機器は戸別受信機貸出申込書（様式第1号）（以下「1号様式」という。）により申請する、町内に住所を有する者又は町内に住所を有する者の代理人が申請した先の世帯及び町内で事業を営む事業所等に対し貸出すものとする。ただし、本要領制定前に行った申込みは1号様式の提出を免除する。

2 町の指定避難施設及び町の事業により町民が長時間滞在する施設には町危機管理室から機器を配置し、戸別受信機貸出機受領書（様式第2号）により施設等の管理者が機器を受領するとともに管理を行う。

第3条 貸出す機器は、戸別受信機及びACアダプタとし、機器の使用に係る電気料及び乾電池等の消耗品は使用者の負担とする。

(保証金)

第4条 機器1台につき保証金として1万円を徴するものとする。

第5条 申込時、貸出す世帯が75歳以上の住民税非課税世帯の場合は保証金を2千円に減額することができる。

2 保証金の減額を申請する場合は、使用者の同意に基づきその世帯構成員全員の課税状況を調査する。ただし、同意が得られない場合は減免を行わない。

第6条 保証金は機器の貸出しと同時に納付するものとし、保証金を受領した際は預り証を交付する。

第7条 保証金は、戸別受信機各種申請書（様式第3号）（以下「3号様式」という。）の使用中止の申請に基づき機器の返却を受け、還付を行うまで、戸別受信機保証金として町が保管する。

第8条 危機管理室が配置する機器は保証金の納付を免除する。

(名義変更)

第9条 使用者が死亡又は転出等により使用者の名義を変更する場合は、3号様式により申請するものとする。

2 名義変更に伴う保証金の還付は行わず、新たな使用者への名義変更により保証金を継承するものとする。

(設置機器の移転)

第10条 使用者の転居等により機器の設置場所が変更となる場合は、3号様式により移転の状況を申請するものとする。

2 移転に伴う保証金の還付は行わない。

(戸別受信機の故障及び破損)

第11条 機器が故障又は破損した場合は、3号様式により故障又は破損の状況を申請すること。

2 機器の故障及び破損は町の負担によって修理又は交換を行う。ただし、使用者の故意と認められる破損又は故障は次条による。

(使用者の故意による機器の破損又は故障)

第12条 使用者の故意による機器の破損又は故障は次のとおりとする。

(1) 設置場所の漏水対策、結露対策を行わなかった場合

(2) 極めて不安定な場所に設置し落下させた場合

(3) 火気の近くに設置し故障又は変形させた場合

(4) 機器に重いものや、とがったものを乗せ故障させた場合

(5) 機器をたたく、投げる等をした場合

(6) その他破損及び故障の状況が故意と判断せざるを得ない場合

2 前項に定める故意と認められた場合の修理費用は全額使用者が負担するものとする。なお、その際に保証金の充当はしないものとする。

(盗難及び紛失)

第13条 使用者は機器の盗難の際には警察に被害届を提出するとともに、3号様式により状況を申請しなければならない。

第14条 使用者は機器を紛失した場合には警察に遺失届を提出するとともに、3号様式により状況を申請しなければならない。

(保証金の還付)

第15条 保証金の還付を受ける場合は、3号様式により機器の使用中止の申請を行うとともに、機器を返却する際に戸別受信機保証金還付申請書(様式第4号)(以下「4号様式」という。)を提出すものとする。

2 保証金の還付は4号様式を受理した日から30日以内に申請者指定の口座に振込むものとし現金による還付は行わない。ただし、口座への振り込みが困難である等のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

3 還付の際に生じる手数料等については還付を受ける者の負担とする。

附 則

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

様式第1号

山ノ内町防災行政無線 戸別受信機貸出申請書

機器のシリアルNo.		申請年月日	年 月 日
申請者 山ノ内町長様 新規申込	電話番号		
	住所		
	組名		
	氏名		印
使用者名		組名	
使用者住所	山ノ内町大字		
電話番号			
設置先住所	(貸出先と違う場合)		
区分	金額	領収日	設置先の位置
保証金	円		
※機器受領確認	・戸別受信機一式を受領しました 年 月 日 氏名 印		
貸出しに係る注意事項について	・貸出し保証金として10,000円/1台の納入をいただきます。 ・要領に定める非課税世帯は保証金の減額を行います。 ・保証金は使用を中止し、機器の返却を行った場合に還付いたします。 ・故意と認める機器の故障の場合には自己負担により修理をお願いします。その際に保証金の充当は行いません。 ・使用に係る費用はかかりませんが、機器に使用する電気料及び乾電池等の消耗品は使用者の負担となります。		

※保証金の減額を申請する場合、非課税世帯の確認が必要になります。

使用者である私の世帯の課税状況について減額を目的とした閲覧に同意します。

平成 年 月 日

使用者氏名

印

様式第2号

山ノ内町防災行政無線 戸別受信機貸出機受領書

機器のシリアルNo.	受領年月日	年 月 日										
<p>山ノ内町長様</p> <p>貸出機受領者兼管理者</p> <table border="1"> <tr> <td>団体等名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役職等名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>〃 住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 電話</td> <td></td> </tr> </table> <p>戸別受信機の貸出機を受領したので次の施設に設置します。</p>			団体等名		役職等名		代表者氏名	印	〃 住所		〃 電話	
団体等名												
役職等名												
代表者氏名	印											
〃 住所												
〃 電話												
設置施設名												
設置場所	山ノ内町大字											
電話番号	※施設になければ不用											
その他												
貸出しに係る注意事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出し保証金は免除します。 ・故意と認める機器の故障の場合には管理者の負担により修理をお願いします。 ・使用に係る費用はかかりませんが、機器に使用する電気料及び乾電池等の消耗品は管理者の負担となります。 ・管理者が変更になる場合は機器の引継ぎを行い適正な管理の継続をお願いします。 ・使用を中止する場合は申請とともに機器の返却をしてください。 											

様式第3号

山ノ内町防災行政無線 戸別受信機各種申請書

機器のシリアルNo.		申請年月日	年 月 日			
申請者 山ノ内町長様		電話番号				
		住所				
		組名				
		氏名			印	
【申請種別】 該当に○	名義変更	移 転	故障報告	破損報告	使用中止	その他
名義変更	前名義					印
	新名義					印
		(住所)	(組名)			
名義変更に伴う保証金の継承に承諾します		(前名義人) 氏名				印
移 転	移転年月日	年 月 日	※移転の場合、機器の調整が必要な場合があります			
	移転前 設置場所				組名	
	移転先 設置場所				組名	
故障及び破損	故障及び破損の理由 (具体的に)				故意の認否	※担当が記入
使用中止	中止希望日	年 月 日				
	機器受領日	※ 年 月 日				
	保証金還付	※機器の返却を受けてから30日以内に還付				
その他事項 (盗難・紛失・他)		移転先の位置 (※移転の場合)				
その他事項処理日		年 月 日				

様式第4号

山ノ内町防災行政無線 戸別受信機保証金還付申請書

機器のシリアルNo.		申請年月日	年	月	日
申請者					
山ノ内町長様		電話番号			
		住所			
		組名			
		氏名			印
戸別受信機の使用を中止し機器の返却をしたので保証金を還付してください。					
使用者名		組名			
使用者住所	山ノ内町大字				
電話番号					
還付先 ◎原則使用者の口座	金融機関 (支店・支所名)				
	預金種別・口座番号	普・当			
	フリガナ 口座名義				

※以下担当で記入

保証金預かり金額	_____ 円 (A) _____ (貸出申込みの際に納付した金額)		
還付額	_____ 円 (A - B) _____ 振込手数料等 _____ 円 (B) _____ (還付に係る手数料等は自己負担です)		
還付処理	年 月 日	処理者	
機器返却確認	年 月 日	受領印	